

## 産業廃棄物処分場税Q & A

### 産業廃棄物とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法で定められた廃棄物(燃え殻、汚泥、がれき類など)をいいます。なお、一般家庭などから生じる一般廃棄物については、産業廃棄物処分場税は課税されません。

### 県外の排出事業者も課税されるのですか？

県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者は、県内、県外を問わず課税されます。

### 産業廃棄物の発生抑制を目的とするのであれば排出業者に課税する仕組みが望ましいのでは？

排出業者に直接課税する方式の場合、膨大な数の事業者が納税義務者となるため、年間約900万円の税収と納税者の事務負担や徴税コストを勘案すると、産業廃棄物を最終処分場に搬入する際に処分料金に合わせて税を納めていただく現行方式が望ましいと考えました。

また、排出業者に直接課税する方式では、産業廃棄物の排出時に本県で課税され、さらに他県の最終処分場に運搬された際にも課税されるという二重課税の懸念も生じます。

### 最終処分場に搬入される産業廃棄物が容量で計測される時はどうするのですか？

この税は、重量をもとに納税していただきますが、重量での計測が困難な場合には、規則で定めた方法により、容量を重量に換算し納税していただきます。

### 排出事業者が、中間処理施設に産業廃棄物を搬入したときの税の納め方はどうなりますか？

産業廃棄物を中間処理施設に搬入した時点では課税対象とはなりません。中間処理後の残さが最終処分場に搬入された場合に、その重量に対して課税されます(納税義務者は中間処理業者)。

この場合、排出事業者は、最終処分場に搬入された中間処理後の残さ重量分を「税相当額」として中間処理料金に含めて中間処理業者に支払っていただくこととなります。

排出事業者は、「税相当額」を支払うことにより、間接的に税を負担していただくこととなります。

### 中間処理業者は、「税相当額」をどのようにして中間処理料金に転嫁すればよいのですか？

「税相当額」を中間処理料金に転嫁する方法については、市場原理に委ねることから法的な規制はありませんが、例えば、中間処理業者のこれまでの処理実績に基づいた残さ率を設定することなどが考えられます。

「税相当額」は、中間処理業者から見れば処理コストの一部となりますので、排出事業者と協議の上、適正な処理料金の設定をお願いします。

### 排出事業者は、なぜ税を間接的に負担する必要があるのですか？

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と廃棄物処理法に排出者責任が明確化されているように、産業廃棄物処分場税についても、税の負担者は直接的、間接的を問わず産業廃棄物を排出する事業者です。御理解と御協力をお願いします。

## お問い合わせ先

### 税の仕組みに関すること

鳥取県 税務課 課税担当 (0857)26-7054 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (県庁本庁舎5階)

鳥取県中部県税事務所 課税課 事業税担当 (0858)23-3109 〒682-0802 倉吉市東蔵城町2 (中部総合事務所1階)

### 産業廃棄物及び税収使途に関すること

鳥取県生活環境部 循環型社会推進課 (0857)26-7681、7684 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (県庁本庁舎7階)

# 鳥取県産業廃棄物処分場税の あらまし

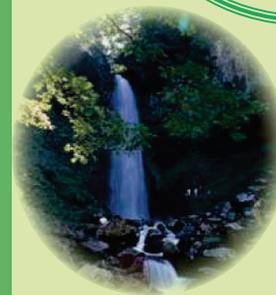


**Refuse**  
(発生抑制)

**Recycle**  
(再生利用)

**Reduce**  
(減量化)

鳥取県では、廃棄物を出さない循環型社会の実現を目指して“4つのR”を推進しています



**Reuse**  
(再使用)

「鳥取県産業廃棄物処分場税」は、排出事業者の皆様へ税を直接的、または間接的に負担していただくことにより、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル促進などの施策を行い、循環型社会を構築するための財源となる目的税です。

# 産業廃棄物処分場税の仕組みと概要

※産廃税＝産業廃棄物処分場税。以下同様。



## 税の目的

鳥取県では、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てるため、法定外目的税として「産業廃棄物処分場税」を平成15年4月1日から導入しています。

## 税を納める人（納税義務者）

県内外を問わず排出された産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する排出事業者または中間処理業者です。

## 課税の対象（課税客体）と納める額（税率）

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量に対して1トンあたり1,000円が課税されます。

## 課税とならないもの

- 自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場で処分（自社処分）した場合。
- 事業活動に伴って生じる廃棄物と性質の異なる廃棄物で知事が指定するもの。  
(例) 下水処理に伴い発生する汚泥など

## 税の納め方（徴収方法）

- 最終処分業者が、排出事業者や中間処理業者から受け取った税額をとりまとめて県に申告納入していただきます。(特別徴収)
- 他の事業者が排出した産業廃棄物を中間処理（破碎・焼却など）後に自社処分した場合は、中間処理業者が県に申告納付していただきます。

## 税の使いみち（税収使途）

税収は、「鳥取県産業廃棄物適正処理基金」に積立て、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施設に要する経費に充てています。

## 税の効果～産業廃棄物の最終処分量の減少～

産業廃棄物処分場税の導入を境に、リサイクル率は大幅に向上し、最終処分（埋立）量は減少しています。なお、リサイクル率は、令和2年度80.1%と全国平均の53.4%を大きく上回っています。この税が産業廃棄物の排出抑制、リサイクル向上に寄与しています。

